

所得限度や手当額見直し

母子家庭などに支給されている児童扶養手当制度が、8月から改正されます。受給者の収入に応じて、所得制限限度額や手当額が見直しに。ここでは、その概要についてお知らせします。

児童扶養手当制度が改正



現在、児童扶養手当は受給者の収入に応じ、手当が二段階に設定されていますが、今回、所得範囲を表1のとおり変更。一部支給の手当額も所得に応じて表2のとおりに定められます。また、県で行っている児童扶養手当の認定・支給事務を、8月からは市が行います。

改正の趣旨

現在の児童扶養手当は、収入に応じて手当額が二段階（全額支給が月額四万二千三百七十円、一部支給が月額二万八千三百五十円）になっているため、収入が増えても、収入と手当の合計額はかえって減ってしまうケースが生じています。

今回の見直しでは、就労などで収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように、一部支給額がきめ細かく定められます。

具体的な内容

所得制限限度額と手当額の見直し

現在の手当は

母と子ども一人の母子家庭を例にとると、年収が二百四万八千円未満の場合は全額の四万二千三百七十円が支

| 扶養親族などの数 | 受給者本人の所得ベース | |
|----------|-------------|----------|
| | 全部支給 限度額 | 一部支給 限度額 |
| 0人 | 19万円未満 | 192万円未満 |
| 1人 | 57万円 " | 230万円 " |
| 2人 | 95万円 " | 268万円 " |
| 3人 | 133万円 " | 306万円 " |

子の父から養育費を受けている場合はその金額の80%を所得として加算。

| 児童の数 | 支給別 | |
|------|----------|------------------|
| | 全部支給 | 一部支給（10万円単位で設定） |
| 1人 | 4万2,370円 | 1万～4万2,360円 |
| 2人 | 4万7,360円 | 1万5,000～4万7,360円 |
| 3人 | 5万370円 | 1万8,000～5万360円 |

給されています。また、二百四万八千円以上三百万円未満の場合は、一部支給額二万八千三百五十円となります。改正後は、年収が百三十万円未満の場合は全額支給額を、百三十万円以上三百六十五万円未満の場合には、一部支給額を支給。また、全額支給額は改正前と同額ですが、一部支給額は収入に応じ、四万二千三百六十円から一万円までとなります。所得の範囲などの見直し

児童扶養手当の請求者が母親の場合には、所得の範囲について次の見直しが行われます。なお、養育者は従来のとおりです。児童を監護する母が、児童の父から受け取る扶養のための金品などは八〇%を所得とみなす。従来、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別控除は控

除しない。また、請求者（母または養育者を問わず）が特別障害者控除を受けている場合は、控除額を四十万円に引き上げる。改正に伴う貸し付けを実施

現在、児童扶養手当を受給している、今回の改正で手当が減額となる人を対象に、無利子の貸し付けを行います。また、この貸付申請時に保証人がいない人も、保証人なしで五万円（貸付累積額）まで借りることがで

「文化の秋」は市民講座で

「第四十六回市民講座」が十月十一日から三回にわたり開催されます。今回は評論家・竹村健一さんを迎えての講演。秋の夜のひとときを文化講演会でお楽しみください。

なお、当日はステージで手話通訳も行います。

日時 10月11日～30日の三回、午後7時～8時30分 会場 市民文化会館 対象 三回を通して聴講できる高校生以上、千二百人（抽選） 参加費 八百四十円 申し込み 8月15日

までに往復八ガキで（一人一通）、「市民講座申し込み」と、住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号を明記し、〒371-0026 前橋市大手町二丁目三六・中央公民館（2233 818）へ

きます。

新制度での手当支給

今回の改正は八月実施ですが、実際の手当の支払いは、八月分から十一月分までの四カ月分をまとめて十二月に支払います。なお、現在認定を受けている人の本年の現況届の受付期間・届け出方法などは、該当者へ八月上旬に通知します。

890 6277へ



10月30日
エッセイスト
高田 都耶子さん
「父 高田 好胤」



10月25日
元上野動物園長
中川 志郎さん
「動物にみる子育てのヒント」



10月11日
評論家
竹村 健一さん
「これからの日本」